

## 【令和8年度 市道維持管理に伴う吉岐市の助成方針】

### ○高枝伐採について

自治公民館で実施される高枝伐採作業について、吉岐市で高所作業車の手配を行います。手配は、高所作業車、オペレーター1名、伐採作業員1名となっておりますので、伐採後の片付け等については地域での対応をお願いします。

- ・ **上限2台/日**（1自治公民館あたり）  
（年間**3日**まで可。但し、三島地区については、航送料の面から連続4日までとします。）

### ○除草剤の支給について

除草作業負担の軽減のため、セイタカアワダチソウを対象とし、除草剤を支給します。散布については、地域での対応をお願いします。

- ・ 上限 **3リットル/年**（1自治公民館あたり）

### ○機械借り上げの助成について

維持管理の実情に併せて、負担軽減を図るため、機械の借上げに対し助成を行います。

機械種類	助成額：	上限等
タイヤショベル	<b>10,000円/台</b>	上限 <b>2台/日</b> (年間の上限はありません。) ※軽ダンプ、軽トラックについては、作業で使用したものに限りません。
バックホウ	<b>10,000円/台</b>	
2tダンプ	<b>5,000円/台</b>	
軽ダンプ・軽トラック	<b>500円/台</b>	
その他、市が認めた機械 (ウイングモア、ハンマーナイフモア等)	<b>500円/台</b>	

※作業時間が4時間を超えた場合は1日分を助成、それ未満は半額を助成します。  
(昼を跨いだ場合、12時～13時を昼休憩として換算します。)

- (例1) 8時～12時 → 作業時間が4時間以上であるため、1日料金。
- (例2) 9時～13時 → 作業時間が4時間以上であるため、1日料金(昼休憩無し)
- (例3) 10時～14時 → 作業時間は4時間未満であるため、半日料金(昼休憩有り)

### ○生コン支給(急坂舗装、防草コンクリート)について

地域で実施する急坂舗装、防草コンクリート等について、コンクリートの支給を行います。要望に応じて路盤整地、法面整形を市で行いますので、型枠の設置、コンクリートの打設については、地域での対応をお願いします。

助成対象：市道、里道(赤道)、河川(吉岐市建設課管理)の区域内に限る。

支給上限：**7.0m<sup>3</sup>**(1自治公民館あたり)

※型枠については、建設課で貸し出しを行っています。

### ○市道維持管理業補助金について

地域で実施される市道維持管理について、実施管理延長に併せて補助を行います。

- ・ **16円/m**(実施延べ延長ではなく、管理延長で補助)